

第667回通関協議会（本関地区）

- 1、日 時 平成25年 10月 4日（金） 12時より
- 2、場 所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室
- 3、議題等（敬称略）

(1)「薬物及び銃器取締強化期間」における協力依頼について

業務部 元起 管理課長

(2)関税法第70条の規定に基づく他法令確認において税関が当該法令に基づく許可、承認書等を写しにより確認する取扱いについて

業務部 斎藤 統括審査官（通関総括第3部門）

(3)バーゼル法等説明会の開催について

業務部 長山 統括審査官（通関総括第4部門）

(4)インターネットによる事前教示照会の取扱いの変更について

業務部 古賀 首席関税鑑査官

4、その他・連絡事項等

・総合運転試験の実施状況について

業務部 内山 統括審査官（通関総括第1部門）

開催予定日 平成25年 11月 12日（火） 12:00～

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください

公益財団法人日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758

E-mail: bra_yokohama@kanzei.or.jp

2013年10月4日
本関地区通関協議会
横浜税関業務部管理課

「薬物及び銃器取締強化期間」における協力依頼について

平素から税関行政に対し深いご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年の我が国経済のグローバル化の進展に伴い、貿易・通関手続の国際的調和の動きや迅速な通関の要請が強まっております。一方で、麻薬、覚せい剤等の不正薬物の若年層への浸透等が深刻な社会問題となっております。

このため、税関では、不正薬物・けん銃等の社会悪物品の海外からの流入を阻止することを最重要課題の一つとして位置づけ、情報収集・分析の強化、取締機器の増強等を図り、取締関係機関と連携しながら、全力をあげて水際取締りに取り組んでおります。

今般、下記のとおり「薬物及び銃器取締強化期間」を設定し、船舶、乗組員に対する取締り及び輸入貨物に対する検査等について水際取締りを一層強化することとしておりますので、本取締強化期間の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願いいたします。

また、皆様には、不正薬物や銃砲等の密輸入情報はもとより、貨物、人、船舶等について不審と思われる点がございましたら、どんな些細なことでも結構ですので、最寄りの税関官署又は下記の「密輸 110 番」までご連絡を頂けますようご協力をお願いいたします。

記

実施期間：平成 25 年 10 月 1 日（火）～平成 25 年 10 月 31 日（木）

横浜税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/yokohama/>
情報提供サイト <http://www.customs.go.jp/quest/index.htm>
（「関税局・各税関へのご意見・ご要望の受付」画面にてご投稿下さい）

フリーダイヤル シ ロ イ ク ロ イ QRコード
密輸 110 番 0 1 2 0 - 4 6 1 - 9 6 1 
メールアドレス E-mail: yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp

(各) 税 関 長 殿
沖 縄 地 区 税 関 長 殿

財 務 省 関 税 局 長 宮 内 豊

関税法第 70 条の規定に基づく他法令確認において税関が当該法令に基づく許可、承認書等を写しにより確認する取扱いについて

関税法（昭和 29 年法律第 61 号。以下「法」という。）第 70 条の規定に基づく税関における他法令の許可、承認等の確認について、更なる貿易円滑化の観点から、通関関係書類の電子化・ペーパーレス化を促進するため、農林水産省（植物防疫法及び家畜伝染病予防法）及び厚生労働省（食品衛生法）との間において、税関が当該法令に基づく許可、承認書等の写しにより確認することを可能とすることで合意したところである。

これを踏まえ、植物防疫所、動物検疫所又は輸入食品監視を所管する検疫所が輸出者及び輸入者（以下「輸入者等」という。）へ交付する当該法令に基づく許可、承認書等については、写しにより法第 70 条の規定に基づく他法令の許可、承認等の確認を行うこととし、具体的な取扱いを下記のとおり定め、平成 25 年 10 月 13 日から実施することとしたので了知ありたい。

記

1. 対象となる書類

(1) 輸出貨物

関税法基本通達（蔵関第 100 号昭和 47 年 3 月 1 日）70-1-1（他法令による許可、承認等の確認）(1) ハ. 検疫関係 (イ) 植物防疫法及び (ハ) 家畜伝染病予防法の「確認する許可書又は承認書等」の項に掲げる書類

(2) 輸入貨物

関税法基本通達（蔵関第 100 号昭和 47 年 3 月 1 日）70-3-1（他法令による許可、承認等の確認）別表第 2 のイ. 食品衛生法、ロ. 植物防疫法及びニ. 家畜伝染病予防法の「確認する許可書又は承認書等」の項に掲げる書類

2. 通関審査時における対応

通関審査において、当該法令に基づく許可、承認書等の原本により、法第 70 条の規定に基づく他法令の許可、承認等の確認を行う必要があると判断した場合は、輸入者等に対して原本の提示を求めるものとする。

以 上

バーゼル法等説明会の開催について

環境と経済が両立する循環型社会の形成に向けて、官民一体となり 3 R 政策（廃棄物等の発生抑制 (Reduce)、再使用 (Reuse)、再生利用 (Recycle)）を推進しています。特に 10 月は「3 R 推進月間」となっており、税関も積極的に協力しているところです。

本年度も 3 R 政策の一環として、関係法令の趣旨をより深くご理解いただき、適正な輸出入に努めていただくため、経済産業省及び環境省の主催で下記のとおり「バーゼル法等説明会」が開催されます。皆様方には、出席につき、ご検討方よろしく申し上げます。

○主 催：経済産業省・環境省

- 内 容：① バーゼル条約、バーゼル法及び廃棄物処理法の概要説明、各国の輸出入規制情報の提供
② 輸出入にあたって必要な手続きについて
③ 質疑応答

○参加費：無料

○日程・会場

| 地区 | 日時 | 会場 | 申込期限 | 申込先 |
|----------|--------------------------------------|---|--------------------------------|-------------------|
| 仙台 会場 | 平成 25 年 11 月 27 日 (水) 13:00～15:00 | 仙台第 2 合同庁舎 2 階会議室 (仙台市青葉区本町 3-2-23) | 申込締切 11 月 20 日 (水) | (財)日本環境 衛生センター |
| 横浜 会場 | 平成 25 年 12 月 12 日 (木) 13:00～15:00 | 横浜情報文化センター 6 階 情文ホール (横浜市中区日本大通 11) | 申込締切 12 月 5 日 (木) | (財)日本環境 衛生センター |
| 東京 会場 | 平成 26 年 2 月 7 日 (金) 13:30～15:30 | 自動車会館 2 階大会議室 (東京都千代田区九段南 4-8-13) | 申込締切 未 定 (※ 申込開始は 1 月初旬) | 関東地方 環境事務所 |

(上記の日程等は、現時点での予定であり、変更もありえます。)

○参加申込方法・その他

環境省ホームページ及び (財) 日本環境衛生センターホームページに参加申込方法・参加申し込み書等が掲載されます。

横浜、仙台、東京以外の会場につきましても、環境省ホームページ及び (財) 日本環境衛生センターホームページに掲載されております。

各会場、申込締切前に定員に達した場合は、申込の受付が終了する場合がありますので、ご注意ください。

環境省ホームページ：<http://www.env.go.jp/recycle/yugai/basel.html>

(財) 日本環境衛生センターホームページ：<http://www.jesc.or.jp/work/assessment/basel/02.html>

インターネットによる事前教示照会の 取扱いの変更について

H25. 10. 13 から実施 (財関第993号 H25. 9. 13)

変更の主なポイント

インターネットによる事前教示照会のうち、文書による回答を希望する場合について、一部取扱いを変更します。

- ① 条件を緩和し、追加資料の提出が必要なものであっても、切替えの対象となります。
(※) サンプルの提出が必要となるものは、今までどおり対象となりません。
- ② 回答書の写しについて、希望者に対してのみ送付することとします。
(※) 照会時に、回答書の写し(電子メール)の送付を希望するかどうか記載して下さい。
(※) 原本は、今までどおり、郵送又は希望する税関官署の窓口での受取となります。
- ③ 上記の変更に伴い、税関様式の記載事項を一部変更します。